

秋田市南部市民サービスセンター 空調・給排水設備保守点検業務委託仕様書

秋田市南部市民サービスセンターの空調・給排水設備保守点検業務について、秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）にこの仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

- 1 業務名
秋田市南部市民サービスセンター空調・給排水設備保守点検業務委託
- 2 履行場所
秋田市御野場一丁目 5 番 1 号（秋田市南部市民サービスセンター）
- 3 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 業務内容
 - (1) 乙は、本設備の機能保守のため、技術員を派遣して、点検を行う。設備の維持管理は、次の項目について行い、その細部要領は、別添空調および給排水設備管理基準表による。
 - ア 送排風設備の保守点検整備
 - イ GHP 空調設備の保守点検整備
 - ウ EHP 空調設備の保守点検整備
 - エ 給排水設備の保守点検整備
 - (2) 甲は、本設備に異常等を発見したとき、あるいは本設備に影響を及ぼす恐れのある模様替等の工事を行うときは、速やかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努めなければならない。
 - (3) 乙は、点検または試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに甲に連絡し、甲乙協議のうえ最善の処置を講じなければならない。
 - (4) 乙は、本設備の機能を常に正常に保つための必要な助言を、甲にしなければならない。
 - (5) 前号の他、甲が必要と認める事項があった場合、乙は契約金額の範囲内において履行するものとする。
 - (6) 天災、火災等が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、警戒体制をとり、事故の防止に万全を期すること。
- 5 報告義務
作業終了後、作業等の状況を、書面により速やかに報告するものとする。報告書の書式は、甲の指示がない箇所は、乙の標準書式とする。また、空調設備機器表および給排水設備機器表を参考に各機器毎の台帳を作成し、修繕履歴等を記入して書面で提出する。なお、報告書には必要に応じ作業写真も添付し、2 部甲に提出すること。
- 6 その他
この仕様書に記載のない事柄について、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。